

平成 27 年度 第 4 回 藤沢市行財政改革協議会議事録

日 時 2015 年（平成 27 年）11 月 12 日（木）
午後 3 時 00 分
場 所 藤沢市総合防災センター 3 階会議室

1 開 会

2 報 告

- (1) 平成 27 年度藤沢市外部評価及び「カイゼンふじさわ」結果に対する市方針の概要について（資料 1）

3 議 題

- (1) 「新・行財政改革実行プラン」の進行管理について（資料 2）

4 その他

5 閉 会

事務局 ただいまから平成 27 年度第 4 回行財政改革協議会を開催いたします。
本日の出席者は過半数を超えておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。また、現時点での傍聴者はありません。なお、会議の状況等、写真撮影や録音をさせていただきますので、ご了承くださいと思います。

石井副市長 開会に先立ちまして、石井副市長よりごあいさつ申し上げます。
本日はお忙しいところ、第 4 回行財政改革協議会にご出席いただき、ありがとうございます。ただいま 28 年度当初予算編成作業を進めておりますが、来年 2 月に市長選挙がありますので、骨格予算となるわけですが、ご承知のように扶助費が大きな伸びを示しております、12 月補正予算でもかなりの額となっております。新年度予算に向けても同様のこととなり、市の財政にかなりの負担がかかってくる状況であります。これは藤沢市だけではないのですが、こうしたことを考え合わせると、これからのまちづくりのために、どういうふうに予算を配分しながら市民のサービス向上と住みやすいまちづくりを進めていくためには、行財政改革について、一段と気を引き締めて取り組んでいかなければならないと考えておりますので、行財政改革協議会でいただくご意見をこれからの行政運営に役立てていきたいと思っておりますので、本日も活発なご議論をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
本日の資料の確認をいたします。(資料確認)
これからの議事進行は村林会長をお願いいたします。
村林会長 それでは、第 4 回行財政改革協議会を始めます。
本日の協議会は公開となっておりますので、会議資料の取扱いについてお諮りいたします。本日の資料については、提供ということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次第に沿って進行いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

村林会長 報告(1)平成 27 年度藤沢市外部評価及び「カイゼンふじさわ」結果に対する市方針の概要について、事務局より報告をお願いします。

事務局 今年度実施した環境部所管の「循環型社会の実現に向けた廃棄物の減量・資源化の推進について」の評価結果につきましては、本協議会において報告書にまとめていただき、9 月 15 日に市議会へ資料提供を行うとともに、市のホームページ上で公開いたしました。

本日の資料は、評価結果報告書を受け、市として評価対象施策の今後

の方針の概要をまとめたものです。(資料1参照)

最初に、評価対象施策の基本的な情報として、上段から「施策名」「担当部・課」「施策概要」「施策を構成する事業」「平成26年度事業費決算額」を記載しております。

「1 評価対象施策に対する今後の方針」は、評価結果を踏まえての今後の方針を総括的に記載したものです。ここでは「市政運営の総合指針2016」の基本方針である「豊かな環境を創る」を実現するために、現在の施策を継続していくとともに、環境問題や市民ニーズの多様化、超高齢社会の進展といった、社会情勢の変化に対応した持続可能な循環型社会の構築に向けた取組を進めること、超高齢社会が進展する中での資源化の促進やごみ出しの課題については、これ以上の分別負担とならないような資源化の促進を行うこと、ごみ出しの負担軽減として福祉大型ごみ収集や「一声ふれあい収集」の充実を図るといった取組を実施すること、ごみ分別・資源化には市民の協力が不可欠なことから、市民の声を反映した環境施策を実施することとしております。

次の「2 実施結果に対する今後の取組方針」では、「カイゼンふじさわ」の論点ごとの意見項目を整理したものを「実施結果まとめ」として記載し、それに対応する形で、市としての「取組方針」及び平成28年度の「取組内容」を記載しております。

「論点1 市民による分別の負担と今後のごみ減量・資源化の取組について」では、「実施結果」のまとめとして、(1)「ごみの減量を推進する」から(4)インセンティブの付与を検討する」としており、それそれぞれに対応する形で、「取組方針」を(1)から(4)として整理するとともに、「平成28年度取組内容」を記載しております。また、環境部では、いただいたご意見に対する取り組みを既に進めております。一例を申し上げますと、「(3)市民周知、意識啓発、環境教育を進める」の中で、「どのようにごみを出すのか」という「方法」だけではなく、「なぜ、そのように出さなければいけないのか」という必要性を示して、市民の納得性を高めることが必要」との意見をいただいておりますので、このご意見を受けて、既にホームページ上で「なぜ」に答えるQ&A形式の啓発資料を公開しております。こちらの資料については、「カイゼンふじさわ」当日にも紙で配布しております。

また、「(1)ごみ減量を推進する」にまとめました「キエーロ」については、生ごみ処理機助成対象品への追加について検討を進めているとのことです。以下、「論点2 超高齢社会に向けた今後のごみ収集方法について」、「論点3 新たな藤沢方式による循環型社会実現に向けた取組

について」につきましても、同様の形式でまとめております。

また、「カイゼンふじさわ」では触れられなかった外部評価でのご意見に対して、「外部評価について」として、同様の形式で記載しております。

現在、環境部ではこれらの取組方針に基づき、今後の具体的な取組についての検討を進めているところです。次回の協議会の際には「カイゼンふじさわ」の効果につき、来年度の予算に向けた状況についてもご報告する予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本資料につきましては、11月下旬に市議会への資料提供を行うと同時に、市ホームページ上で公開していきたいと考えております。説明は以上です。

村林会長 ただいまの報告についてご意見あるいは確認等がありましたらお願いします。

荒木委員 外部評価の（３）業務委託に対する考え方では「委託比率は当面現行体制を維持する」となっているが、この背景は何ですか。

事務局 例えば災害等が起きた際に、業務委託業者だけですべてを賄えるかという、恐らくそういうことはないだろうということもあって、現在の体制を堅持していくことが必要という判断になったと聞いております。

岡本委員 論点２の（４）「新たな評価尺度を見いだす」ところをもうちょっと詳しく説明していただけますか。

事務局 「新たな評価尺度を見いだす」というのは、「カイゼンふじさわ」の後に、福祉社会の中でごみ・資源化の取り扱いについてはいろいろな可能性があるというご意見の中で、単にごみを資源として回収するということだけに重点を見いだすのではなくて、社会貢献等の尺度からごみの収集方法について見いだすことによって、いろいろな方にメリットを感じてもらえるのではないかというご意見です。

磯村委員 論点１の（１）で、「市民に分別負担のないものを選定し」というところの具体的な説明をお願いします。

事務局 例えば鍋・やかん等のステンレス製のものと鉄製のものを分別の方法としては別々になっているのを、同じような種類のものとして合わせて収集することを考えていきたいということです。

磯村委員 その考えは下にも書いてあるけれども、市民の負担があるか、ないかといったときに、分別すること自体負担なんです。今まで分別していたものを一緒にするということだから、表記としては、今まで分別していたものがその負担が少なくなるという意味だから、「分別の軽減につながる」というような表記の方がいいと思う。

村林会長 ほかにありませんか。

ないようですので、報告を終わりますが、ホームページなど速やかな対応がされていると感じました。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

村林会長

次に、議題（１）「新・行財政改革実行プラン」の進行管理について、事務局の説明を簡潔にお願いします。（資料２参照）

事務局

説明の前に、89ページの「国民健康保険料の収納率向上」について、今回、29年度までの見通しを立てる作業を行いました。綴じ込んでいる課題表は、見通しが入っておりませんので、差し替えをお願いします。

それでは、ご説明いたします。

5月に開催した第2回の協議会では、平成26年度の実績見込みを報告としましたが、今回の資料はその後に確定した決算数値をベースに、今年度の進捗状況と年度末までの見込みを記述しております。さらに、前回8月の第3回協議会でお話がありましたように、今年度は取組期間5年間の中間年に当たることで、今までの取組を踏まえた上で最終29年度までの見通しを立てるという作業を行いました。資料の全体構成については大きな変更はありませんが、108ページから今年度を中間年と捉えた「これまでの取組を振り返って」を新たに記載しております。

それでは、前回から更新したポイントを中心にご説明いたします。

5ページをご覧ください。「（1）市民の視点」については、「市民生活に関する意識調査」の項目から、都市像や基本目標に関する調査項目に対する結果を指標としています。なお、今年度の調査は10月に実施されたものであり、結果は速報値となります。「①まちの快適性」は、平成27年度は、「大変充足」と「おおむね充足」は合わせて70.3%で、26年度と比較して3.6ポイントの上昇となっております。それぞれの分野では②から⑨に記載のとおり、どの項目でも昨年度並の満足度となっております。

7ページ。「（2）財務の視点」については、平成26年度の決算数値が確定したので記載しております。実質公債費比率は2.2%となっており、前年度と比較すると0.1ポイント改善しております。将来負担比率は11.3%となっており、6.4ポイント改善しております。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、赤字がないということで、今までは「横棒」表示をしておりましたが、数値を記入した方がよいとのご意見がありまして、25年度、26年度を記載しております。いずれも本市の定めた数値の範囲内に収まり、健全財政が維持されております。中段の「新・行財政改革の取組による財政支出抑制・収入確保の効果額」につきましては、平成27年度末の見込み額として、約18億7,000万円となっております。

ります。

次に、8 ページの「(3) 組織と人材活用の視点」につきましては、職場の健康度として、メンタルヘルス調査の結果としていますが、現在、集計中です。

次の「(4) 現場起点の視点」につきましては、今月からすべての職員を対象にアンケート調査を実施する予定となっています。

次に、9 ページは平成 27 年度の「全庁課題の取組」についてです。「1 接遇の向上」につきましては、平成 27 年度も「あいさつ・声かけ運動」の推進に取り組んでおります。全庁的には合同クレド研修（接遇編・コミュニケーション編）を実施し、役職や世代、職種が異なる職員が一堂に会し、研修を通じて相互理解を深め、世代を超えた接遇意識の向上を図ることができたなどの効果がありました。※のクレドポストとは、クレドの行動指針にふさわしい職員の名前やその理由などを投函するポストです。11 月下旬から設置する予定です。

10 ページからは来庁市民を対象とした窓口アンケートの結果となっており、市民自治部の結果を 11 ページに掲載しております。③が「市民窓口センターおもてなし向上アンケート」、④が「市民センター接遇向上アンケート」で、どの調査項目も「良い、概ね良い」が 95%以上という状況になっています。現在実施中、また、来年に実施する予定の他のアンケートにつきましては、次回以降の進行管理の際にお示ししてまいります。なお、昨年度のアンケート結果では、すべての職場、項目において高い評価を得ていることから、今年度は市民相談情報課に寄せられた職員の接遇に関する苦情件数やその内容についても参考値として見ながら、改善を進めることとしております。サンプル数は少ないのですが、昨年度同月比では減少傾向となっています。

12 ページ下段「2 5 S 運動の推進」につきましては、平成 27 年度は資料・図書等及び電子データの整理と削減に取り組んでおります。

13 ページ、新庁舎への移転を見据えていることから、引き続きファイリング巡視結果と資料・図書類の 5%削減、電子データの整理と削減を指標としております。ファイリング巡視は 1 月から 2 月にかけて実施する予定で、資料・図書類の削減について年度末には 5.9%削減できる見込みとなっております。また、電子データの整理と削減については、ネットワークドライブでの電子データの管理運用実態の調査を行った結果、系統立てたフォルダ構成になっていないことや、ファイル名に統一性がないことから、ファイル保存・削除の仕方など改善の余地がありますので、今後、関係課と検討を進めてまいります。

14 ページ、「3 コスト削減の徹底」については、平成 27 年度は課内業務を点検し、業務の平準化及び見直しをすることで、業務の生産性・効率性を高め、その結果として時間外勤務時間の縮減につなげることで、職員 1 人当たりの時間外勤務時間について、前年度と比較して 10% 削減することに取り組んでおります。成果指標にお示ししたとおり、平成 27 年度末の見込みでは、削減率 3.25%、時間にしておよそ 5 時間の減にとどまり、目標達成の見込みとはなっておりません。なお、時間外勤務は削減された分、年休取得率が低下することがないか、参考値として確認することとしておりますが、およそ半日分（4 時間ほど）の減少が見込まれており、引き続き注視していく必要があります。

15 ページ、「4 内部統制・法令順守の徹底」については、平成 27 年度も昨年度に引き続き、業務記述書兼リスク管理表の活用の推進に取り組むこととし、成果指標を各課における活用状況の調査結果としております。現在までに各課で業務引継ぎや業務分担見直しの機会に活用が進んできておりますが、今後は職員一人ひとりが業務の中で活用が図れるよう e ラーニング研修を予定しております。

16 ページに参考として、平成 26 年度末実績として「業務記述書兼リスク管理表」の新規作成件数などが記載されておりますが、資料の作成時期の関係で今年度の状況確認が間に合わなかったのですが、集計ができましたので、口頭でお知らせいたします。9 月末現在で、業務記述書兼リスク管理表の新規作成件数は 198 件、リスク発生時記録表の作成数は 120 件、管理表を廃止したのは 45 件となっております。新規作成件数が昨年と比べて伸びております主な要因は、組織及び業務の見直しを図ったこと、オリンピックなどの新たな業務の追加、また、公金管理に関する問題があり、事務執行手順の明確化を行ったことなどが挙げられます。

18 ページから 21 ページまでは、「全庁課題年度別取組の概要」としまして、前回の協議会で追加資料として配布したものを綴じ込みました。

次に、22 ページは「新・行革実行プランにおける個別課題」について、その変遷や整理された経過を記載しております。今年度は 19 課題に整理し取り組んでおり、23 ページから 25 ページは、その 19 課題を一覧にした表です。個別課題表については 27 ページの総務部の個別課題「出資団体改革の推進」の取組をもとに、更新のポイントについてご説明いたします。

28 ページ、平成 27 年度の欄を右に見ていただきまして、上半期の実績と年度末見込みについては、「成果実績・年度末見込み欄」に記載のとおりです。平成 27 年度の取組の結果をもとに新たな課題が生じた場合は、

「次年度課題」の欄に追記し、平成 28 年度の「取組項目（予定）」と「成果目標」の欄を必要に応じて見直し、それを踏まえて「成果実績・年度末見込み欄」を見込みとして記述しております。同じ要領で平成 29 年度も記入・更新しております。「指標」につきましては、平成 27 年度末見込みを記載しておりますが、さらに平成 28 年度以降の実績見込みが試算できる課題については、28,29 年度の欄にも記載しております。

32 ページの「財政的効果」の欄について、この課題は、財政的な効果を見込むものではないので、記載はありませんが、指標と同様に、可能なものは 29 年度までの見込みを立てております。

33 ページ、「職員のやる気、モチベーションの向上」以下の課題についても同様に、内容の更新を行っております。

なお、本実行プランの中で時限を区切って取り組んでおりました 39 ページの「総人件費の縮減」と 51 ページ「藤沢市土地開発公社のあり方」については、今年度が最終年度ですので、取組が終了となります。

ここで、委員の皆さんから事前にいただいたご質問やご意見についてご説明いたします。全庁課題に関することと個別課題について、また、個別課題に設定されています指標の目標やその取組内容、記載された内容等について、ご質問・ご意見をいただいております。まず、11 ページの③「市民窓口センターおもてなし向上アンケート」の「身だしなみ」の項目について、「率の上下はあまり問題ではないが、職員は今年の結果をどのようにとらえているか知りたい。夏の暑い時期のアンケート結果なら仕方がないと思うが、他の窓口と比べると低いと感じる。」というご意見でした。窓口センターによると、アンケートの実施は 6 月 1 日から 30 日までの 22 日間でクールビズの期間でした。市民窓口センターでは、常日頃から来庁者へ不快感を与えることのない公務にふさわしい身だしなみについて、1 年を通じて執務におけるサービス基準に基づき毎週月曜日に職員に周知・チェックを行っており、今回のクールビズの期間の実施結果については、さらに意識を持つよう課内会議にて周知・徹底を図りました。とのことでした。

続いて、77 ページ、介護保険料の収納率向上に関連して、「滞納者の滞納事由の内容がわかりますか、また、保険料を滞納した場合、介護サービス利用を制限されますか」とのご質問です。担当課に確認したところ、滞納者個々の滞納事由は把握していないが、滞納者の 6 割以上が市県民税非課税階層であることから、低所得に伴う生活困窮が主な要因と考えられます。介護サービスの利用制限につきましては、制限がありまして、1 年以上滞納した場合は保険給付の償還払い（一旦全額を支払い、後で保

険請求する)、1年6ヵ月以上滞納した場合は保険給付の支払いの一時差し止め、2年以上滞納した場合は利用者負担が1割、または2割から3割に引き上げられる保険給付の制限があります。なお、納付及び還付請求の時効は2年間です、ということでした。

続きまして、参考資料「個別課題ごとの指標一覧」の視点からいただいたご質問・ご意見としては、「表記の分かりにくさや、そもそも指標がないことや目標値がないことへの疑問、目標達成への取組について、内容の分析と傾向と対策の説明が必要ではないか」といったことでした。こちらは本日、机の上に配布しております「新・行財政改革実行プランについての事前質問及び回答」にまとめておりますので、この後の討議の中で活用させていただければと思います。

最後に、108ページ、「これまでの取組を振り返って」といたしまして、改革期間の中間年として、これまでの取り組みの振り返りと今後の見通しを記載しています。「1 4つの視点に基づく指標について」といたしまして、4つの視点は、「新行革」の効果を直接に測定するものではありませんが、取組全体の成果指標として、視点ごとに指標が設定されており、いずれの指標も向上の傾向にあるか、基準の範囲内であると肯定的に捉えることができると考えております。

「2 全庁課題について」、成果が上がっているものと今後課題を残しているものがあります。「接遇の向上」については、市民から概ね高評価となっておりますが、指標の推移や意見などから、更なる改善の視点を見いだす必要があります。「5S運動の推進」については、物量の削減には効果が出ていますが、職員個人の机の上や事務室の整理・整頓の様子から、日常業務への5S意識の浸透には課題が残っています。「コストの削減」については、節電、コピーの削減などの取組は職員に定着しておりますが、目標とする削減額に達するほどの効果が出るまでには至っておりません。「内部統制・法令順守の徹底」については、帳票の作成、活用は進んでいますが、事務処理上のミス防止への効果測定が今後の課題となっております。今後は各部ごとの取組だけでなく、成功した事例を全庁で取り組んでみる「横展開」などの視点をもって進めていきたいと思っております。

「3 個別課題について」といたしましては、プラン策定当初は74課題だったものが、その後の進捗状況や状況の変化によって整理・追加が行われてきた主な理由を挙げています。これら整理された課題は「第1の改革」と「第2の改革」に関連するものが多く、こうした状況の中で「第3の改革」に関連する課題については、本プランによってのみ進捗

管理が行われている課題で、また、改革の目的の性質上、整理の対象とはなりにくい傾向にあります。なお、「第3の改革」8課題のうち6課題は、「第1の改革」との再掲で、残る2課題はいずれも収納率の向上を掲げたものとなっています。

平成27年度の19課題のうち、指標を目標設定している課題は13課題、そのうち9課題は目標を達成できる見込みとなっています。なお、現時点での課題の進捗状況等から、来年度以降において数課題が整理の対象となり、この改革期間の最終年度まで進捗管理が続く主な課題の要素としましては、「第1の改革」及び「第3の改革」として出資団体改革、公有財産の活用、公共施設の管理、病院の健全経営、「第2の改革」では、職員のやる気・モチベーションの向上、窓口及び相談体制の整備・充実。「第3の改革」では、保険料収納率の向上等と見込まれます。

「4 今後の改革の推進に当たって考慮すべき状況変化について」としましては、本プラン総体として効果を定量的に測定する指標や目標数値を設定していないことから、現状の評価は難しい面はありますが、これまで述べてきたように、①「市民サービスの質的向上」、②「財務の健全性の確保」、③「職員の意識改革、職場の活性化」の3点において、各指標の向上などから見て、効果があったものと考えられます。しかしながら、今後の状況変化として、ここに記載のアからカなどが見込まれております。

これらの状況変化を捉え、今後、本プランの枠組みの中で推進を図る必要があるものについては、「課題と解決に向けた取組」を具体化できるものから、全庁課題の取組項目や個別課題の新規課題として追加していくことを検討するとともに、「次期市政運営の総合指針」の策定にあわせ、今後の行財政改革のあり方についても検討を進めてまいります。このように、前半の3年間を振り返り、今後については状況変化を的確にとらえて進めていく必要があると考えていますが、委員の皆さんからもご意見等をいただければと思っております。説明は以上です。

村林会長

事務局の説明が終わりました。個別課題については、委員の皆さんが提出された質問につき、担当課に確認し説明していただきました。委員の皆さんは事前に個別課題の進捗状況について、参考資料等を基にご確認いただいているかと思いますが、その指標や目標設定の妥当性や取組内容についての議論が必要と考えますので、これからご意見をいただきたいと思っております。この場に出た個別課題についてのご意見は、事務局を通して担当課に伝えていただくことにします。

まず、私から全体を通して伺います。110ページの個別課題のところ、

「各年度の取組及び目標などの見直しを行った。」とあります。それに対して 19 の個別課題すべてにおいて、平成 28 年度と 29 年度について、「成果目標と成果実績・年度末見込み」の欄の両方に記載があります。本来ですと、来年度以降に関しては目標イコール年度末見込みであって、あえてここを目標と年度末見込みに分けて記載している理由は何かということと、110 ページの表現からすると、成果目標というのは、5 年計画のときにつくった目標で、今回、見直しをしたものがこの年度末見込みに書かれているとすると、この差が取組及び目標などの見直しというふうに理解すべきなんですか。

事務局 前段の 28 年度、29 年度にも同じような成果実績が出ているのと、目標値、実績値がイコールとわざわざ二段書きとしているのはいうところですが、同じ帳票でそのまま使っていますので、そこに目標と実績見込みを二段書きにしたということです。

村林会長 この指標の一覧だと、28 年度、29 年度の実績見込み率が書いてある項目と書いてない項目があって、ここに実績見込みがあるのはおかしいのではないかという質問をしたつもりでしたけれども、今、この資料 2 を見てみると、基本的に全項目書いていますので、年度末見込みというのは 27 年度までは当然わかるのですけれども、28 年度、29 年度というのはいまひとつ理解ができていないので、もう一度伺うと、目標があるのにあえて年度末見込みを書かれた意図は何でしょうかということです。

事務局 資料の見方として一覧ですべて理解ができた方が見やすいのではないかと。その上で目標値を現状の実績値の推移を見ながら横並びで見えていった方が見やすいのでは、といったことを配慮したつもりだったのですが、ご指摘いただいている点はごもっともですので、ちょっと修正をさせていただければと思います。

村林会長 修正というか、何か意図があったのではないかと思うのですが、どうなんですか。

事務局 目標値の見方ですけれども、一番上の欄に目標値と書いてあるものについては、5 年間の計画当初に目標値を決めてあります。さらにその下にある目標値は、さらにそのことを 1 年、2 年やっていく中で、目標値として定めたものになります。さらにその下の実績値を見込みとして 28 年度、29 年度にイコールと言ったのは、現在の取組を続けていった場合に、目標を今直ちに見直すという意思決定ができるものについて見直していくのですが、事務局側としては単純に下方修正はさせないという考え方を持っていますので、下方修正はしないままに、目標としてはまだ変えていないけれども、現在の取組状況や現時点の実績を見ると、この程度にしか

いかないのではないかというところを確認したいという思いがあったので、実績のところに見込みとして、本来、目標イコール見込みでないといけないのではというのはごもっともなご意見ではあるのですが、あえてこのところは乖離があるのでということです。

村林会長
事務局
村林会長

逆に言うと、目標の下方修正はしていないということですね。
はい。

今のあたりは全項目について徹底しているのかというのがあって、その乖離があるものをどうするんですかと。それは予算の問題もあるだろうし、諸事情もあって追加対策とか追加投入というのができないので、このまま実績見通しのままの方向で行くということはある種覚悟するのか、当初立てた目標に向けてこの乖離分をプラス方向に持っていくには、今から何をすればいいのかというところが必要な気がするのですが、そこは全項目にわたって明確になっていますかというのが、この件に関しての質問なんです。あえて言えば、この5ヵ年計画というのは、当然立てた時からずれるというのは当たり前のことです。しかし、3年目で今回見直したときに、そのずれを修正させるのか、あえてそこは修正させないで、このまま行くのかという判断を一つ一つについてきちんとできていけばよいと思うし、それがこの見直しの意味だろうと感じます。

事務局

まさにそういう点では今の見直しの途中経過の部分であると思います。ここで乖離がある、あるいはこの取組を幾ら続けてもこの指標は向上していかないだろうということが幾つかあると思っています。そういった中でその取組自体も続けて、指数を向上させようと思っていた2年半前の状況というのは、今もあるのかどうかということ、あるいはそもそもその指標がふさわしかったのかという問題もあるだろうと思っています。見直しのあり方あるいは取組の現在での意味合いについて、担当課とやり取りをしている最中のももありますので、その部分では疑義があるとは思っています。

村林会長

それでは今の説明の内容について、冒頭に簡潔にと申しましたので、必ずしもすべて説明があったとは限りませんので、お気づきの点あるいはご質問・ご意見をお願いします。

磯村委員

7ページの下の方に、年度ごとに主な効果額がありますが、その項目自体が数字の多い順に羅列されているということですか。

事務局

そうです。

磯村委員

27年度の欄で、「勤務体制の見直し」が1,100万円ぐらいと書いてあるけれども、これは25年度のところには6番目の額が200万円ぐらいですが、そういうところにも出てこないけれども、27年度の新たな施策とし

て勤務体制を見直されたのかというのと、先ほど時間外が減っているという話をされていたけれども、それとの関連で、先ほど会長が言われたことと重複するが、市民の家の関係が 61 ページにあります。これは前にも言ったと思うけれども、市民の家の目標値はもともと右肩上がりで行っていて、29 年度は 41% となっています。ところが各年を見ると、指定管理者とかいろいろな対策を講じて、はっきり言ってどんどん下がっているか、現状維持なのに、当初の目標はいいけれども、絵に描いた餅は絶対だめなので、市民の家の現状を踏まえて最終年度の 5 年間を見据えたときに、各年度でこういう取組をやれば、それぞれこのくらい上がるというのが年次ごとの目標だと思う。にもかかわらず、3 年間でどんどん下がっているのに目標は高く設定されているということ、他の見直しというのは、2 年間とか 3 年間でいろいろな対策をする中で、これだけ上がるだろうということによって上げている。ここが本当に一生懸命やってももうだめだということであれば、本当は好ましくないけれども、目標を最低でも現状維持にすればいいと思う。その 2 つをお願いします。

事務局

前段の勤務体制のところですが、平成 26 年度末をもって終了となりました消防の夜間の当直の勤務体制を駆けつけ通報装置を取り入れることによって、人件費を削減したということで効果額を追記しております。26 年度で取組は終わっているけれども、そういった効果が続いているということで 27 年度についてもヒヤリングをして、こういう効果額を追記しております。

それから「市民の家」については、本日、配布しております「新・行財政改革実行プランについての事前質問及び回答」の 9 ページをご覧くださいと、「目標値は年々上がっているのに、実績はほぼ横ばいだが、その対策は。平成 28 年、29 年の見込み記載は不要で、目標値があればいいのであって、その目標を達成するために何をするのか。」という質問に対しては、「市民の利用に係る利用団体別、時間帯別、部屋別のニーズの把握に努め、指定管理者と協力・連携して、地域住民にとって利用しやすく、稼働率が上がるよう、利用ルールの見直しなどの対策を行ったり、市民の家の有効活用促進策として、他の公共的機能（地域の縁側）としての活用や利用回数制限の緩和、和室の洋室化、児童クラブとしての活用などの検討に着手してまいりましたが、目標数値の達成までに至りませんでした。今後は、他の公共的機能としての活用や、和室の洋室化、児童クラブとしての活用などの検討をさらに推進し、公共施設再整備プランに基づく「地域コミュニティ拠点施設のあり方方針」を策定した段階で、市民の家・自治会館が公共施設としての機能を十分発揮して、地域コミュニティーの活性

化に貢献しているかといった指標が設定できるよう、課題を見直す必要があると考えております。」という回答がありました。

澤田委員

今、お話のあった地域の縁側事業は今年4月から始まりまして、昔のようにおじいちゃん、おばあちゃんが縁側で楽しくお話ししようというのが目標だと思うし、それには家に閉じこもりがちなお年寄りを外に出そうというのが目的ですけれども、10月現在、14事業所があるのですが、本当は家を提供してくれて、楽しくお茶を飲みましょうという項目があって、それが藤沢市内に1カ所だけで、それから市民の家が1カ所、それは外郭団体の方が運営して、あとの12は特定非営利活動法人とか福祉団体が運営しています。市民の家で縁側事業をしているというけれども、PRが不足しているので、本腰を入れて市民の家のPRをして利用率を上げていただきたい。多くの人に市民の家を利用してもらい、老朽化しているからだめということだけでなく、もっと活性化していい方向に持って行ってもらいたいと思います。

村林会長

それぞれの声もちろん大事だし、今日は時間に限りがある中で、この「行財政改革実行プラン」という言葉の意味でもあり、冒頭の副市長の言葉にもあったように、予算を見ながら政策を考えたときに、わかりやすい例だと思う。5カ年計画をつくってこういうふうにやりましょうということで3年間、いろいろなことをやってまいりました。しかしながら目標の数値にどうもなりそうもない。それでは、この3年目が終わるところでどうするのかと、掲げた目標どおり目指すべく何ができるのか、あるいは目標を修正するなり何なりして、財政を考えて市としての方針を出すかどうか。先ほど検討中ということそのまま受け取れば、どうするんですか、目標を見直すんですか、しないんですかというところをきちんとしていくのがよろしいのではないか。他にも幾つかあると思うけれども、これなどは非常にわかりやすい例だと思います。

石井副市長

地域のコミュニティ施設として、自治会館については町内会の維持管理で、建設をする場合には自分たちの町内会で一定の積み立てをして建て替えとか建設する場合には、市の補助と合わせてするわけですが、市民の家については市の方で一定の土地があれば、そこに建てて皆さんと共有しながら、使っていただく施設ですが、利用率が低くて、今40施設余りあるのですが、5,000万円、1億円かけて建物をつくっても、使う方が少なければ、その価値が皆さんに普及されているのかという問題点がありますと、あり方を見直さなければいけないということですので、利用率を高めさせていただくことによって、地域における価値を高めていかなければいけないということを考えています。そういう意味では利用者を増やすことが一番い

い方法だと考えておりますので、利用の形態はさまざまですが、例えば「地域の縁側」は、地域の方たちが集まれるような場、居場所をつくっていただいて、週に3日、午前中にみんながやってきてお茶を飲みながら話をする場をつくっていただければ、今までゼロだったものが週に3回使っていただける。こういった仕組みを我々も皆さんと一緒に考えていきたいということで、昨年度試行的に進めておりまして、いろいろな形態を考えながら、地域の人に取り組んでいただけないと意味がないので、成功事例等をお見せしながら進めてきたので、そういう形のものを展開しながら最初に設定した目標数値に近づけていく努力はしていきたいと思っておりますけれども、一遍にそこまで上がるかどうかというと、厳しいところがありますので、今まで皆さんにお任せしていたものについてだけでなく、市としてはこういう利用形態がありますという見解をお示ししながら利用率を高めていきたいというのが現状です。

澤野委員

市民の家の利用を身近で見ていると、市民の家の運営委員会があって、利用の多い団体からメンバーを出すようになっている。うちの近くの市民の家は敷地もあるので、雑草が多く生える。そうすると除草するのにどの団体がやるかで問題になってくる。年に3回ぐらいやっているけれども、結局、老人会がやっているんです。真夏のときには高齢者には大変なので、運営委員長は草が出ないようにシートを敷いて、1回ぐらい減ったけれども、利用はしたいけれども、運営委員会のメンバーを当番でやらなければいけないとか、子どもが使って破いた障子張りも利用団体の中から選ぶとか、委員の謝礼は5,000円ぐらい出るけれども、利用団体に負担が来るので、敬遠するというのもあるのではないかと。もし、予算的に外部委託できるということで、そういう負担が利用者にならないということであれば、もっと利用が上がるかもしれないけれども、そうすると、本来、地域のことは地域でという市の方針に逆行する面があるので、その辺が現実的な問題点としてあるのではないかと思います。

平綿委員

質問書の提出はなかったのですが、5ページの「4つの視点に基づく指標」の(1)市民の視点の「総合的な暮らしやすさ」が70.3%となっている。藤沢は暮らしやすいまちのナンバーワンと言われますけれども、このアンケートの対象は市民3,034名、無作為と書いてあるが、無作為というのは全くの無作為ですか。

事務局

13地区を無作為に抽出しています。

荒木委員

今、マイナンバー（個人番号）が、行政の効率化というか、いい面もあれば情報セキュリティという意味でリスクもある。そのリスクの方をリスク管理表の作成ではマイナンバーの取り扱いも入っているんですか。

- 事務局 公金管理の関係では聞き取りをしたけれども、マイナンバーの関係では聞いておりません。内部統制というよりは、マイナンバーは法律でPIA（プライバシー・インパクト・アセスメント）いわゆる個人情報取扱状況が各自自治体できちんと整理をして、例えば住民基本台帳では藤沢市42万人のマイナンバー、個人情報を何人の職員が取り扱うか。例えば市民窓口センターは60人で、年間何日という部分を全部分析して、それを国のマイナンバーの第三者機関の点検委員会に上げて、藤沢市ではこういうセキュリティ対策を取っているので安心ですということでは法的な手続は取っていますけれども、窓口センターでマイナンバーの配布が始まっていて、今後、カードをつくる段階、個人認証する場合に個別の業務のリスク管理表を作成しているかどうかは、今のところ把握しておりません。
- 荒木委員 法律で決まっていることはしっかりやっていると思うけれども、末端のところで危険なことがあるのかなという感じはします。
- 事務局 いろいろ段階がありまして、今言った住基とか市民税の扱う職員の数、情報の数から言うと、1人の方の個人情報を1人の職員しか扱わないという部分では、そこまでやらなくていいという、いわゆる段階的な基準になっています。
- 岡本委員 77ページの「介護保険料の収納率向上」は、国全体の問題なのでどうこう言うわけではないけれども、収入未済額及び不納欠損額の縮減と言っているのは非常に難しいと思うんです。90何%は集めると言っても、あとの何%はいつもプラスアルファになって残っていく。その辺がどうしても払えない人には、例えば1年間で木を1本植えてもらうとか、そういうことによって清算するとか、どうしてもだめな人にもっとやれというのは酷ではないかと素人的には思う。要するに目標というか、政策のことになるのかわからないが、数字は大事なことです。それに対して何か考えがあるなら、教えていただきたいと思います。
- 事務局 介護保険料は収入のある方、ない方でも40歳以上になると均等にかかってくるようになっておりまして、保険料を別の方法で支払うというのは法律上認められてません。おっしゃる趣旨はよくわかるし、いいことだと思うのですが、現実問題として実施は難しいのではないかと思います。
- 岡本委員 無理だからというのではなく、藤沢市でそこまではいかなくてもそれに近い形にできないか。例えばお金で納めているのを違った形でやれるといいなと思うんです。何となく将来において介護保険料だけでなく、いろいろ納めるものはあると思うので、何かいい手立てがあればなと思ったわけです。
- 村林会長 収納率というのは、介護保険だけでなくいろいろなものもあるでしょう

し、どこまで人とお金をかけたら何%になるかというところは大変なことだと思う。ただ、参考資料の 13 ページの介護保険料の収納率向上の質問の「月別展開がされていますでしょうか」ということには回答がされていない。24.86%という数字をどう見るかというときにこの説明でいくと、10 ヶ月で割るようだから 10 分の 3 とすれば 30%です。30%と行っているべきなのに何で 24.86%になるのか、後半の月に稼ぐので、この 8 月までは 24.86%で予算どおりなのか、そこが必要なのではないかと思うんです。本来なら 3 割行っているべきなのに、24.86%ならば、特別な対策を投入しなければ大変なことになるわけですし、それを確認するために計画とか、もっと言うと、月別展開が必要なのではないか。そこまでやらないと、こういう数字は上げる意味がなくて、終わってみて頑張りました、どうでしたというならば、あえてこの数字を目標に掲げる必要はないし、19 項目の中に入れる必要もないと思う。

事務局

対策ということ言えば、78 ページの平成 27 年度の取組項目とか成果実績見込みというところで、取組項目では滞納整理業務の効率化及びさらなる収納率の向上に向け、体制を検討して強化していったり、リプレイスされた滞納管理システムを活用するとか、担当職員による訪問徴収を実施したり、特別催告を許可したりといった体制の整備で目標に近づけていくということです。

村林会長

目標が 100%だったらこれでいいと思うけれども、当初から目標は 100 ではないから、どこのラインに近づくにはというところで考えないといけない。なおかつそれが 8 月という時点で順調なのか、順調でないのかというところが計画対実績の確認には必要なのではないか。これは 5 ヶ年計画の 3 年目が順調なのかどうかを確認するのが今回の目的ではないか。同時に 12 ヶ月のうちの 8 月が順調なのかどうかを見るという、その行為が非常に必要だろうと思います。口幅ったい言い方をすると、一般的に自治体の計画対実績というのは、月単位とか年度単位というもので確認をしないで、一生懸命やりました結果というところがあって、藤沢の行財政改革実行プランは、そこに挑戦をしていることに意義があると思うので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

事務局

今のところで確認させてください。4 月から 3 月まで 12 ヶ月あるけれども、この課題場合には 6 月から 3 月まで 10 ヶ月で徴収する。そうすると、単純に 10 で割ると 100%徴収するためには月 10%ずつ積み上げていけばいいのか、これは 6、7、8 の 3 ヶ月分、本来ならば 30%は満額になるべきに対して 24.86%というのはどういうことになるのか、本来ならば検証が必要ということでしょうか。

- 村林会長 これはこれまでの実績があるはずです。介護保険料の収納率というのは、何月が増える月なのか、何月は少ないのかという過去の実績があると思うので、それに見合っただけで月別展開をするべきではないか。さらに言うと、ここに書いてあるような施策を打つことによって、例えばある月にダイレクトメールを一気に送ると、ダイレクトメールを出した後の月に、何%増えるかということをやりますが、それが月別展開としてされているかどうかというのがポイントだと思います。
- 澤野委員 今の件で、今年の7月に行われた施策で、168人に対して77人が完納したと。なぜできたのか？介護利用の制限がどういうふうにあるのか分からなかったが、これは26年度の分についてやられたと思うんです。通常の催告に合わせて4、6、8月の特別徴収を対象にしたということですから、通常の催告はされているわけですが、その文章はどのような厳しい内容なのか分からないけれども、1年以上滞納した場合は保険給付の償還払い、いったん全額を支払い、後で保険請求するということが心理的にあって、支払いが難しかったとは言い切れないと思うんです。そうなっては大変だから、一時的に支払いしようとするかもしれないけれども、何とかやりくりすれば支払う能力はあるという前提に立って考えるべきではないかと思うんです。事前に1年以上滞納するとうるということを知らしめておけば、もっと早く完納するのではないかと思うんです。通常の催告のときにそういうことは言っているんですか。
- 事務局 普通徴収を納付書で払う場合、当初、納付書を送るときに、例えば滞納してしまった場合、どのようなペナルティーがあるといった説明を含んだ手帳を入れてお送りしています。ただ、手帳をみんながみんな熟読するかというと、そのとおりではないのではないかと思います。催告の際にもピンポイントでペナルティーについて触れていると思いますが、そのところは確認してみないと何とも言えないところです。
- 石井副市長 介護保険制度で言いますと、通常、高齢者は年金から天引きされますが、ここで言っている普通徴収というのは、年金から引かれることができない方、例えば年金受給者が離職をすると、年金を受給するまでの間、普通徴収の納付書で支払う現金払いになります。その方が年金をもらうとなれば、手続をして年金の支払い先に対して介護保険料の設定をします。翌年から年金からの支払いで特別徴収ということになる。年金ですと自動的に納付されますので、滞納は発生しないのですが、普通徴収として本人に対して納付書を出す場合には本人の払い忘れとか、ちょっとお金がなくて払えないとかということがありますので、一定期間の中でということになります。今、委員がおっしゃった内容については、26年度中に普通徴収に

で滞納した 455 人に、出納整理期間に催告を出しました。今年度新しく普通徴収に変わった方たちに対して 4、6、8 に特別徴収に切り替わる 168 人に対して文書で催告を実施して、77 人ですので、忘れた方もいらっしゃるので、納付書を送った時点で、「一定期間納めないというペナルティーがありますよ」というのを必ず入れてお知らせをしていますし、それを読まずに放置しておく、滞納者になってしまいますので、そういうところについては滞納整理という形で徴収を呼びかける形で徴収率を上げていく。その目標を 91.5%徴収できる率まで取りたいということで掲げている目標値というふうにご理解いただきたいと思います。

渡邊委員

全庁課題 (3) コスト削減について、26 年度の「省察」の欄を見ると、業務が増加傾向にあって削減取組につなげることが困難な状況であると分かった上で、庁内ルールの見直しやタブレット端末の活用が必要ということだが、今、どういう形で動いているのかを教えてくださいのと、27 年度においては職員 1 人あたりの時間外労働の削減が出ているけれども、それを踏まえて個別課題の 39 ページ「総人件費の縮減」のところの初任給の引き下げとか職員等の給料削減と時間外労働との関係性は確認されているのかどうか。それに伴って 33 ページの「職員のやる気、モチベーションの向上」を図る上で、人事・研修制度の見直しとかメンタルヘルスの維持・向上にも取り組んでいくとなっているけれども、やる気ということに関して、労働者としては時間外を減らす、人件費を減らす、給料を減らされて、モチベーション・やる気が向上するのか疑問に思うので、その点、お願いします。

事務局

最初のコストの削減で、タブレットの活用の検討については、今年度、IT 推進課の方でタブレットを使った会議の提案を受けたということを知っていますが、これを使っていこうというところまでは進んでおりません。

事務局

時間外労働の削減については、単に人件費の削減という意味ではなく、ワークライフ・バランスの推進ということで、長時間労働を是とするような勤務のやり方、仕事の仕方を是正していく中で、時間外勤務時間の縮減と年休取得の促進をやっていく。おっしゃるように、賃金は働く上でのモチベーションになることは間違いのないと思っていますけれども、我々の給料は税金で賄われていることを考えれば、適正なものでなければならぬという観点で、仕事のやり方、効率性を突き詰めていく中で賃金であると思っています。そこで 39 ページ以降の総人件費の縮減に向けての取組については、制度として初任給の引き下げを実施したことによって、平成 24 年度時から比べた効果額の縮減であるという形で表現していますの

で、毎年削減していくということではなく、ある一定時期に比べて、実施したときと実施していなかったときで、どれだけ効果が出ているかということなどを数字として表しているということです。

それから時間外労働の部分ですけれども、目標として今回の行革の中ではコスト意識の徹底を図るという 3 つの改革があります。当然、時間外労働については、割増賃金になってきますので、ただ残るのではなく、労働密度を高めて、きっちりと仕事をして 1 時間なり 2 時間残業したら帰る。逆に言えば、本人の割増賃金だけでなく、光熱水費も掛かるわけですから、そういう部分を含めて全体的な意味でのコスト意識を全職員に徹底したいということです。

村林会長

今の点をはるか昔に組合をやっていた立場で考えると、今の答弁でいいのかという感じがしますが、これは永遠のテーマのように思いますので、市職員のいろいろな意味でのレベルを上げようという努力をされているところと給料、報酬というところは一番のポイントかもしれないので、こういうものを市民に提示するときに表現を工夫していただきたいと思います。

事務局

公務員の給与体系そのものは収益にどう分配するかという話はなりにくいわけですが、湘南地域の自治体としてはトップを走りたい、仕事の中身、職員としても水準を保ちたい、そのためには下げるのかということもあるけれども、近隣市町村の中での給与体系をどのレベルで位置づけていくのか。そのことで他の市役所の職員と比べて意識の持ち方をインセンティブに変えるということも含めて位置づけることになりますが、ただ、比較論として飛び抜けて高いものは整理をしなければいけない。総人件費をどう抑え込むかということと、個人の賃金をどう位置づけるのかは、違う意味で整理をしないといけないという認識はしております。

澤田委員

「質問及び回答」の 18 ページの「市立学校教職員の不祥事の防止」の中で、不祥事ゼロ件を目指しますとあるが、これは職員も同じで、今年度はスポーツ推進課の公金横領で新聞をにぎわしたし、服務規程の研修なども行っていると思うけれども、神奈川県は中学生、高校生向けに「大麻はなぜいけないか」というのを駅の大きなスクリーンに映像を流した。それが全国で評判になって、本当に怖いということが身に染みてわかったということがありますので、公務員が不祥事を起こしたらどうなるか、免職になって、今の時代、再就職も難しいということを具体的に教えれば、一人ひとり気をつけるのではないかと思います。

事務局

職員の不祥事に関して、確かにスポーツ推進課職員の横領事件がありました。その他に消防職員の不祥事等がありまして、組織全体としてき

ちんとやっていかなければいけないということで、市長通達により、もう一度基本に立ち返ろうということで、年末までの間に、職場研修の中で公務員倫理について全職場で実施することとし、職員課からも再度やってもらうことにしております。我々公務員が倫理的なところを重視しなければならないことについては、新採用職員研修等でやっておりますけれども、今、若手職員が多くなっていたり、組織が大きくなっている中で、そういった不祥事も発生しているということで、改めて通知文で「気をつけましょう」というだけでなく、実効性ある取組としての研修を2ヵ月間に全職場で実施しております。こういうことがきちんとならないと、組織全体の勢いとか職員のやる気にも影響しますので、大変重要なことと考えております。

荒木委員 関連して、「27年度9月末までに提出した事故報告書の件数は6件の軽微な交通事故である」とあるが、この辺も事故報告をしなければいけないのですか。

事務局 参考資料の18ページは教職員の取組になっていて、教職員については身分が県の職員になっていまして、綱紀の取り扱いとか職員の取り扱いは全部県教育委員会になっておりまして、中身が違うので。

荒木委員 違いは分かるけれども、厳しいんだなという実感はあります。

事務局 補足しますと、教職員の身分については、給料は県から出ていますが、市町村の教育委員会の職員です。ただ、サービスは神奈川県教育委員会が管理監督ですので、県に報告するということです。各学校長から市の教育委員会に上がってきたものは、一度市の学務保健課で内容を精査して、これは県の教育委員会に上げる必要があるかどうか、ちょっとしたものは市の教育委員会が判断して、報告しています。

村林会長 今の話を聞いて思ったのは、この目標対実績という管理の意味として、目標はゼロだが実績は6件、その中身は軽微で大した話ではないというような表は、果たして意味があるだろうかというところがポイントではないかと思うんです。ゼロの目標に対しては、もしかしたら実績はゼロで、その他に軽微な事故の6件があったというようなやり方にしないと、もし、軽微な交通事故もいけないんだという目標で取り組んでおるならば、それも1つのあり方かもしれないけれども、せっかく目標を掲げて、特に今の倫理的な話というのを組み込んでいるとするならば、もうちょっと目標対実績のやり方には一考の余地があるように思うんです。

澤野委員 総人件費の縮減のところは、今年度で目標管理は終了ということでしたけれども、退職手当を段階的に引き下げるとするのは、26年から11.5%引き下げて、今年度もやっているが、実際には来年度以降もやられるの

か、どこまで引き下げ目標となっているのか。

事務局 平成 25 年度から退職手当の引き下げを行っております。通常の定年退職者でいきますと、平成 25 年度は 150 万円程度、平成 26 年度は 300 万円程度、平成 27 年度以降については 400 万円程度引き下がる形になります。27 年度で終わりではなくて当分の間、続けられます。

澤野委員 そうすると、27 年度効果額 110 万、見込みが 2 億 5,920 万円とあって、110 万というのは前年度より 110 万増えたということで、今、27 年度は 400 万と言われたけれども、27 年度は 24 年度と比べて 400 万ということですか。

事務局 24 年度に比べて 1 人当たり 400 万ということです。110 万は 25 年度に比べて 110 万ということです。定年退職者で 110 万程度削減という形になりまして、この額についてはあくまでも 9 月末の実績ですので、定年退職者を含んでいなくて、自己都合退職者等の影響として記載しております。

事務局 効果額 110 万円は 4 月から 9 月のこの資料を作成するまでに、途中退職をした数名の削減効果額で、見込み額 2 億 5,920 万は定年退職者を含めた 1 年間の効果の見込みです。26 年度の欄にはそういう記載がありません。これは実績ということで年度末実績を書いているので、あくまで今現在、そういう効果が出たという効果額です。そして制度が 27 年度に完成するので、翌年度からそれ以上削減するということはないけれども、そういう制度の中で運用されていくのは 24 年度に比べて 1 人当たり 400 万円減りますということです。

澤野委員 公務員の場合、退職時に 1 号給引き上げて、退職金に反映させたという話を聞いたことがあるけれども、現在はどうか。

事務局 そういうことはありません。

磯村委員 19 目標のうちに藤沢市が独自でやっている事業と、他市でやっている、例えば介護保険料とか国民健康保険料などがそうですけれども、この 91. 幾つというのが、他市に比べて収納率が高いか、低いかわからない。我々には分からない。もともとの目標は低くして努力しているのか。25 年度あたりから高いけれども、やっているというのかわからない。そういう数値がわかるかどうか。仮に高い市があるとすれば、その市が収納率を上げるために藤沢市がやっている施策よりもっとすばらしいことをやっているなら、藤沢市もやってみようかということで、収納率には相当参考になると思う。それが福祉サイドとも連携が取れているのかどうかを聞きたい。

事務局 収納率の他市比較として介護保険とか国民健康保険は載っていますが、

数字は持ち合わせていないので、持ち帰らせていただいて、議会で決算を出すときには必ず他市比較がありますので、数字そのものは持ち合わせているはずですが、この指標の中に取り込めてないということです。

磯村委員

特に国民健康保険のところで、26年度も27年度も取組項目が同じに書いてあるのは、だからできないと言っているのか、職員を増やせばいいのかという問題にも発展するので、その辺の表記の仕方が、きめ細かくやるのは当たり前の話で、きめ細かくやるから収納率が下がるということはないと思う。その辺の記載の仕方が理解できない部分もあるので、いいものは取り入れて、マネをしてもいいので、それをやったことによってどうなるか、検証してみる必要が大いにあると思う。

事務局

例えば介護保険事業は介護保険が始まったときから本市の職員が積み上げてきたものが正しいと思ってやっているのですが、実際に同等規模の市町村と比べたときの分析が行われていない。これはまだ、形になっていなくて発想段階ですけれども、例えば町田市、八王子市とか同等規模の市町村間での単体業務比較をお互いにやれたらいいのではないかという発想はあります。自分たちの中での自己評価という視点も必要だし、市民への説明も必要ですが、行政団体間の同一事務の比較は、今後の改善の可能性としては意義があるのではないかというご指摘は大変ありがたいところです。

渡邊委員

「4つの視点に基づく指標」の「市民の視点」については、年齢別が出ていない。これは「20歳以上無作為」となっているけれども、回答書には多分何十代というところに丸がついていたと思う。そこで②の災害に対する不安では「わからない」が約20%、③地域の文化継承、発展でも34%が「わからない」とあるが、その年齢層を知りたいと思います。

事務局

②の災害の方は年代について、どこが突出しているということではなくて、地区別に見ると、南部地域の方が不安という回答が多いです。③の文化については年代の傾向はあまり出ていなくて、「わからない」という回答は、北部地区の六会、湘南台、遠藤、長後地区に回答傾向が強いのですが、まだ、クロスの方の集計が出ていないので、次回に参考にお示しできればと思います。

村林会長

それでは「新・行財政改革実行プラン」の進行管理について、本日の意見を参考として、さらなる取組を進めていただきたいと思います。

本日、予定しました報告及び議題は終了となります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

村林会長

次に、4 その他として事務局より情報提供がありますので、お願いします。

それでは、資料 2 の 111 ページ「4 今後の改革の推進にあたって考慮すべき状況変化について」のアからカまでと「次期市政運営の総合指針」の策定に併せてというところについて、簡潔に現状報告をいたします。来年度に今の「総合指針 2016」を「総合指針 2020」に改定を考慮しておりましたところへ、国の方からすべての自治体において、「総合戦略」をつくりなさいという話がありましたので、この総合戦略の枠組みが、藤沢市でつくっています「市政運営の総合指針」と似ている部分があって、そこから引っ張り出して藤沢市としては「総合戦略」と関連づけてつくろうとしておりますので、そういった報告をさせていただきたいと思っております。（資料「地方版総合戦略の策定について」参照）

既に新聞等でご覧いただいていると思いますが、どうして総合戦略をつくらなければいけないかといいますと、人口が 2008 年ぐらいにピークを迎えてどんどん人口が減少しております。2010 年から 2040 年には 2,000 万人以上減ってしまう。そうすると国としての活力が失われてくるのではないかと言われております。そして 2060 年に 8,674 万人、今のペースで人口減少が進むと、2010 年から 2040 年で 2,000 万人ぐらい減ると言いましたが、今度は 2040 年から 2060 年では 3,000 万人ぐらい減るそうです。それが 8,674 万人ということで、ピーク時が 1 億 2,800 万人ですから、大きく減ってしまう。ご承知のように、消滅可能性都市とか限界集落ということで、地方においては大変な状況になっておりますので、このままではだめだということで、少なくとも 2060 年で 1 億人をキープしたいということが起点となって、今回、国はすべての自治体で人口減少を止める施策を打ち出ささいとして、地方版の総合戦略をつくっていこうという話になったということです。

そこで 2 ページ、3 の (2)「策定上の留意事項」ですが、おおむね 2050 年までの人口ビジョンを定めるとともに、5 年間の計画として策定する。そして重要業績評価指標 (KPI) を設定する。見直しについては PDCA サイクルを確立する。そして地域住民生活等緊急支援のための交付金の事業を含めること。それからこれまで「産官学で多くの事業をやってきましたが、今回はそれに加えて「金労言」の方による機関設置により策定する。ちなみに金は金融機関、労は労働団体、言はマスメディアで、それらの意見を聞く機関を設置するというものです。

「4 策定の前提」では、藤沢市の関係の記載となります。1 点目は、「市政運営の総合指針」が改定期に当たりまして、枠組みが似ておりますので、それとの整合性を第 1 に考える。次に、人口が大きく減っている自治体に対してたくさんのお金を投じるというような考えもあって、

藤沢では知恵を借りて立派な計画をつくっても、単年度で 4,000 万円ぐらいしかいただけません。総合指針では 130 ぐらいの事務事業がありますが、その辺を考えて、コンパクトな計画構成にしていきたいと思っています。3 点目は、地域の活動者に主眼を置いた意見収集ということで、多くのご意見をいただいてつくっていかうということを記載しております。

4 ページ、「5 策定に当たっての基本的な考え方」の(1)人口ビジョンの策定では、藤沢の場合は当面は増えていきますが、横須賀市は藤沢市よりも人口が多かったけれども、今は藤沢市の方が 1 万 5,000 人ぐらい多く、横須賀市は人口減少に悩んでいる。藤沢はおかげさまでまだ人口は増えているし、観光客も増えています。これは 2040 年ぐらいまで、今の施策を継続できれば 42 万人を維持できるのではないかという状況になっております。(2)は、「市政運営の総合指針について」と「地方版総合戦略について」の整合を取ったものにしていきたい。5 ページの図は、左側が市政運営の総合指針で、藤沢の場合も国からの指示の前に 2040 年までの「人口推計」を作成しておりますので、これをそのまま使っていくことを考えています。右側は「まち・ひと・しごと創生」で人口推計、人口ビジョンは、藤沢はできております。下の「地方版総合戦略」をつくってくださいということで、藤沢市における総合指針のまちづくりテーマ、重点施策等を置き換えた形で総合戦略をつくっていきたくて考えております。ただ、問題は重要業績評価指標 (KPI) をきちんと定めてくださいということですので、そこは新たに定めなければいけないことになっております。

「6 策定等に関する体制・手法・スケジュール」では(1)のアは庁内の検討体制で、イのところ、どういった方々から意見を聞くかということ、産官学金労言に加えて市民、子育て団体、子どもたちに藤沢独自で意見を聞いていかうということで、6 ページの図のように、こういった方々、おおよそ 70 団体と意見交換、アンケート調査などをしていく。そしていただいた意見等は戦略だけに活用するのではなく、戦略は大きなものをつくっても国からの予算がいただけないので、今後の藤沢市の総合指針とか、今、策定中の教育に関する大綱等に活用していきたいと考えております。そして策定スケジュールとして、こうした方たちの話を伺う中で、また、アンケート調査等全部を含めて、(仮称)「未来の藤沢を考えるテーブル」を策定する。これは自治体でも都道府県では県民会議といった名称であったり、市町村によっては円卓会議的なものもありますが、本市の場合は、いろいろな会議に出向いてお話を伺ってくる

というちょっと形を変えたものになっています。そしてパブリックコメント、議会報告をして、年度内に「総合戦略の策定」というスケジュールになっております。

7 ページ、「7 評価・見直し」では、国からは第三者機関で評価をきちんとやってくださいということなので、今後、その辺のことについては、総合戦略の策定の進捗に合わせて考え方をまとめていきたいと考えております。

それでは、戦略とはどういうものかというところを補足いたします。「基本目標」は、4 つあって、そのうちの 1 つ、17 ページの下段の「若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てできるようにする」では、主な重要業績評価指標（K P I）として 3 つありますが、●若者の就業率を 78% に向上、●第 1 子出産前後の女性の継続就業率を 55% に向上、これは 5 ページの右側の表の「基本目標」というのは、今の「若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てできるようにする」といった基本目標をつくってください。主な施策は、例えば若者の就業率を上げるのに、こういう形で上げるという具体策を考える。あるいは「第 1 子出産前後の女性の継続就業率を高める」というのが主な施策で、具体例を記載して、最後に K P I というのは、例えば就業率が 75% だったら、それを 78% とすることを目標にする、あるいは女性の継続就業率が現在 52% だったら、それを 55% にする、それが K P I です。こういう形ですけれども、12 月市議会に素案を出して、2 月議会で最終案を出していくことを考えております。報告は以上です。

村林会長

ただいまの報告に関してご意見等ありますか。

(発 言 な し)

村林会長
事務局

それでは、事務局から何かありますか。

次回の協議会の開催は、1 月下旬か 2 月上旬を予定しております。詳細は、本日のご意見等を踏まえて会議の持ち方、資料のつくり方等を会長とご相談しながら、改めて皆様にご連絡したいと思います。なお、マイナンバーについては、次回の第 5 回協議会資料とあわせてご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

それから第 3 回議事録について、お気づきの点等がありましたら、11 月 20 日ごろまでにご連絡をお願いいたします。

村林会長

以上で、第 4 回行財政改革協議会を終了いたします。

午後 5 時 16 分 閉会